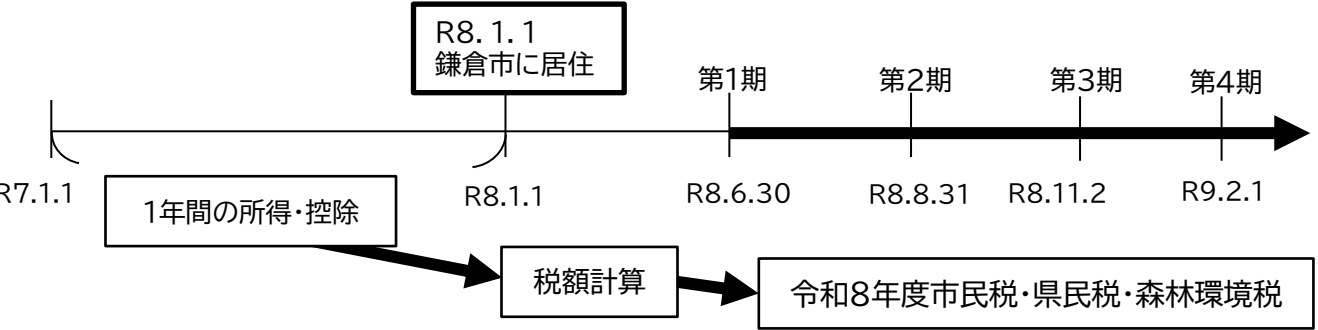


市民税・県民税・森林環境税の概要について

令和8年度市民税・県民税・森林環境税は、令和8年1月1日現在の住所地で令和7年中の所得に基づき課税されます。
鎌倉市に住所がなくても、事業所や事務所、家屋敷を所有する人は、市民税・県民税均等割(4,300 円)のみ課税されます。



〈課税の根拠となった資料〉

- ・税務署へ提出された「所得税確定申告書」
- ・市役所へ提出された「市民税・県民税申告書」
- ・年金支払者から提出された「公的年金等支払報告書」等
- ・勤務先から提出された「給与支払報告書」

※ 課税内容はすべての資料から判断するため、ご本人の申告とは異なる可能性があります。

65 歳以上の年金受給者を対象とする年金特別徴収制度について

＜制度の概要・対象となる税額＞

令和8年 4 月 1 日現在、老齢基礎年金等を受給している 65 歳以上の人について、市民税・県民税・森林環境税を公的年金から特別徴収(天引き)で納める制度です。
年金特別徴収の対象となる税額は、年税額のうち、公的年金等の所得に係る税額(年金分の税額)のみです。介護保険料が年金から特別徴収されない方など、一部特別徴収(天引き)の対象外となる場合があります。
年金特別徴収(公的年金からの住民税の引き落とし)の対象となるのは、前年中の公的年金等に係る所得に対する住民税額のみです。

＜年金特別徴収(年金天引き)のスケジュール＞

① 1年目の方(前年度年金特別徴収が中止になった者も含む)

普通徴収		年金特別徴収		
上半期		下半期		
第1期(6/30 納期限)	第2期(8/31 納期限)	10 月	12月	2月
本年度の年期的分の税額の 1/4	本年度の年期的分の税額の 1/4	本年度の年金分の税額の 1/6	本年度の年金分の税額の 1/6	本年度の年金分の税額の 1/6

※ 前年度年金特別徴収が中止になった方とは
次の事由が生じた場合は、年金からの特別徴収が中止となるため、普通徴収(納付書または口座振替)で納める必要があります。(その場合、変更通知書が届きます。)

1. 税額が年金から引ききれなかったとき
2. 年度途中で年金分の税額に変更があったとき
3. 市外へ転出された場合、年金支払元から特別徴収を中止する通知があったとき
4. 年金の支給が停止したとき
5. 年金受給者が亡くなったとき

2・3に該当する人でも、一定の要件に該当する場合は継続します。

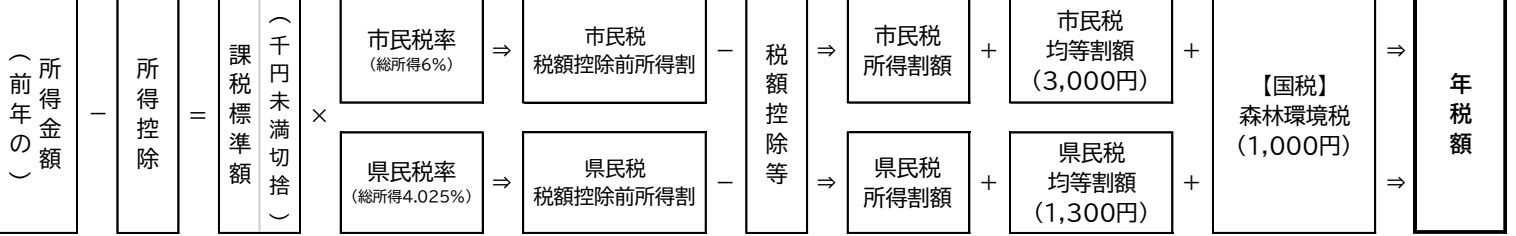
② 2年目以降の方(継続者)

年金特別徴収					
上半期(仮徴収)			下半期(本徴収)		
4月	6月	8月	10 月	12月	2月
前年度の年期的分の税額の 1/6	前年度の年期的分の税額の 1/6	前年度の年期的分の税額の 1/6	本年度の年期的分の税額から上半期分を差し引いた税額の 1/3	本年度の年期的分の税額から上半期分を差し引いた税額の 1/3	本年度の年期的分の税額から上半期分を差し引いた税額の 1/3

市民税・県民税・森林環境税の計算方法と納め方について

＜市民税・県民税・森林環境税の計算方法＞

前年の所得金額をもとに、1 年間の税額(年税額)を計算します。



＜市民税・県民税・森林環境税の納め方(徴収方法)＞

- 次の 3 つの種類があります。所得の種類や納税者の年齢などにより、個人ごとに徴収方法を決定しています。
年税額を1つの方法で納める場合と複数の方法で納める場合があります。
- ① 給与特別徴収(給与天引き)
給与所得者に係る税額を、勤務先が月々の給与(6 月から翌年5月までの 12 回)から差し引いて納める方法です。
給与所得者の徴収方法は、原則として給与特別徴収となります。
 - ② 年金特別徴収(年金天引き)
65 歳以上の公的年金等受給者の公的年金等に係る税額を、支払者が 4 月から翌年 2 月までの 6 回の年金から差し引いて納める方法です。
 - ③ 普通徴収(納付書または口座振替)
給与特別徴収、年金特別徴収の対象とならない税額を、納税者が納付書又は口座振替(年 4 回)で納める方法です。

市民税・県民税・森林環境税に関するQ＆A

- Q. 年金機構から届いた「年金振込通知書」と市役所から届いた「納税通知書」に書いてある税額が違います。どちらが正しいですか。
A. 6月に届く「年金振込通知書」は税額が決定する前に作成されるため、前年の年金に係る税額を参考に記載されています。正式な税額は「納税通知書」に記載されている金額です。年金機構との情報連携の都合上、4・6・8月分は正式な税額の反映が間に合わないため、「年金振込通知書」に記載されている金額が年金から差し引かれます。年金から天引きされる税額が、前年度と比較して大幅に減少し、4・6・8月分が過納となった方に対しては、後日還付又は充当します。
- Q. 今年、働いていないのに納税通知書が届きました。
A. 前年(1 月～12 月)の所得に対して課税されます。したがって、1月以降働いていない場合でも、前年中に所得があった場合は、その所得に対して課税されます。
- Q. 就職先で給与から天引きして納めることはできますか。
A. 納期限が到来していない分の普通徴収税額は、勤務先から市役所に届出書を提出することで、給与特別徴収(給与天引き)に変更することができます。お手元の通知書と納付書をもって、勤務先の給与事務担当にご相談ください。
- Q. 扶養されているのに納税通知書が届きました。
A. 非課税となるのは、前年の合計所得金額が 45 万円(給与のみの場合は収入 110 万円)以下の人、扶養となれるのは合計所得金額が 58 万円(給与のみの場合は収入 123 万円)以下の人です。したがって、合計所得金額が 45 万円超で 58 万円以下の場合、親族の扶養(同一生計配偶者又は扶養親族)となれますが、自身にも課税されます。
- Q. 亡くなっている人の納税通知書が届きました。
A. 賦課期日(1 月 1 日)に市内に住所を有する人に年度ごとに課税されます。したがって、1 月 2 日以降にお亡くなりになった場合、その年度は課税され、納税義務は相続人に承継されます。
- Q. 給与から差し引かれていたのに、納税通知書が届きました。
A. 給与所得者の徴収方法は、原則給与特別徴収となりますが、次に該当する人は、年税額を複数の方法で納める場合があります。
《主たる給与所得の他に、従たる給与所得、雑所得、不動産所得、土地建物・株式の譲渡所得、配当所得などがある人》
⇒ 申告の際に納税方法を選択した人や、主たる給与以外の所得に係る税額が高額な人には、主たる給与分の税額は 給与特別徴収で、他の所得分の税額は普通徴収で納めるよう、ご自宅にも通知書をお送りしています。
他の所得分の税額も給与特別徴収で納めることを希望される場合は、お手元の通知書と納付書を持って、お勤め先の給与事務担当にご相談ください。
※ 65 歳以上の方の公的年金分の税額は給与特別徴収に変更できません。
- 《65歳以上で、給与所得と公的年金等の所得がある人》
⇒ 年税額と給与分・公的年金分の税額の内訳、各支払期の特別徴収税額などをお知らせするために、ご自宅にも通知書をお送りしています。この場合、給与・年金特別徴収によって納税が完了するため納付書は同封されません。(年金特別徴収開始 1 年目の方、前年度年金特別徴収が中止になった方は、特別徴収開始が 10 月からとなるため、上半期分の公的年金分の税額は普通徴収2回分の納付書を同封しています)
- 海外へ転出する予定の方へ
海外に転出されるなどの理由により、納税等に支障のある場合(納税通知書の受領や納税ができなくなる場合)は、出国される前に納税管理人の申告等が必要となります。
納税管理人とは、納税義務者に代わり、納税通知書の受領など納税に関する一切の手続きを行う方をいいます。
また、納税管理人を変更する場合や、海外から帰国し納税管理人を解除する際にも申告等が必要となります。申請書等は市ホームページをご確認ください。

納税通知書の見方

1ページ 年税額や納付方法について

令和8 年度

鎌倉市

市民税・県民税
森林環境税

税額決定
納税

通知書（令和8 年度 相当分）

電話でのお問い合わせの際は、
通知書番号をお知らせください。

金融機関名が表示されている人は、こちらの口座から
引落としとなります。
※ 引落しできない口座が表示されている場合は、
納税課(0467-61-3911)にご連絡ください。

通知書番号

口座振替

金融機関名

口座種別

口座番号（一部を表示）

口座名義人

銀行名などが表示されている方は、普通徴収税額が
各納期限にご指定の口座から引落としとなります。

鎌倉市長

決定（変更）
の理由

あなたの税額を下記のとおり決定しましたので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。（単位：円）

項 目	年税額（A+B+C）	給与特別徴収税額（A）	年金特別徴収税額（B）	普通徴収税額（C）
変 更 前				
今 回				
期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
納 期 限				
期割額	変更前			
	今 回			
充当額又は 委託納付 額	変更前			
	今 回			
納 入 額				
☆こ				

普通徴収の期別ごとの納付額と納期限を表示しています。
納期限までに納めてください。
なお、口座登録をお済みの方は、各納期限に口座から引き落とされます。

1 年間の税額と徴収区分ごとの内訳

- ・年税額（A+B+C）
令和8年度市民税・県民税の総額です。
- ・給与特別徴収税額（A）
年税額のうち、給与から差し引かれる分の税額です。
- ・年金特別徴収税額（B）
年税額のうち、公的年金から差し引かれる分の税額です。

5 ページ 所得や控除の内訳について

[illegible]

2、4、6、8 ページには、市民税・県民税・森林環境税の計算方法や制度の説明を記載しています

3 ページ 給与特別徴収・年金特別徴収の各月の納付額について

市民税・県民税・森林環境税 課税明細その1

1. 賦課期日(該年度の1月1日)の住所・氏名

住 所	
氏 名	

※賦課期日〔該年度(＝課税の対象となる年度)の1月1日〕の住所・氏名を表示しています。
 ※該年度については、1頁の標題末尾の括弧書き「(△△年度相当分)」の表示をご確認ください。
 ※該年度の賦課期日(年度の初日の属する年の1月1日)において、
 (1) 市内に住所を有する人には、「所得割」、「均等割」及び「森林環境税」が課税されます。
 (2) 市外に住所を有し、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する人には、「均等割」が課税
 (1頁に「事業所課税」又は「家屋敷課税」と表示しています。)

通知書番号	
特徴番号	

1ページの「給与特別徴収税額(A)」について、各月の給与から差し引かれる税額を表示しています。

2. 給与特別徴収税額(A)の内訳(該年度分) (単位:円)

特別徴収月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
変 更 前										
今 回										

4月	5月	給与特別徴収税額	
			※退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、給与支払者の届出にもつき特別徴収されなくなります。 この場合、特別徴収されなくなった残りの税額は、普通徴収に変更となり、納付書又は口座振替の方法で納めていただくことになります。

1ページの「年金特別徴収税額(B)」について、各支払期の年金から差し引かれる税額を表示しています。

3. 年金特別徴収税額(B)の内訳(該年度分) (単位:円)

特別徴収月	仮 徴 収 額			本 徴 収 額			年金特別徴収税額
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
変 更 前							
今 回							

「下記の支払者が年金より特別徴収します。」

支払者の名称	
公的年金の種類	
支払者の法人番号	

※65歳以上の老齢基礎年金等を受給している方の公的年金等から算出した税額(公的年金分の税額)は、原則として、年金特別徴収(公的年金から差引き)となります。
 ※年金の額の変更、市外転出、年金の支払い中止などの事由が発生した場合、一定の例外を除き、特別徴収を中止します。
 ※納付書又は口座振替の方法で納めていた
 ※一定の日数を要するため、いったん書をお送りします。

7ページ 年税額の内訳やふるさと納税の控除額等について

市民税・県民税・森林環境税 課税明細その3

$\textcircled{3} = \textcircled{1} - \textcircled{2}$ (5ページ)
(1,000 円未満切捨て)

市民税所得割 $\textcircled{3} \times 6\%$

県民税所得割 $\textcircled{3} \times 4.025\%$

6. 項目

課税標準 (a) (千円未満切捨て)	市民税所得割明細 (a × 市税率)	県民税所得割明細 (a × 県税率)
変更前	変更前	変更前
$\textcircled{3}$	$\textcircled{4}$	$\textcircled{5}$

分離課税については
4ページの税率をご覧ください。

$\textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{6} + \textcircled{7} + \textcircled{8} = 1$ ページの年税額(A+B+C)
ふるさと納税などの控除がある場合は、 $\textcircled{4}$ 及び $\textcircled{5}$ から控除額が差し引かれます。
※ 所得控除等②内訳参照

※ 課税標準(a) = 所得金額 - 所得控除
税額控除前所得割① = 課税標準(a) × 税率

税額
税額

差引所得割① - ② (百円未満切捨て)

年税額 = (差引所得割① - ② (市民税 + 県民税)) + (均等割 (市民税 + 県民税)) + 森林環境税

市民税均等割明細

変更前	今回
均	等

県民税均等割明細

変更前	今回
均	等

税額
税額

市民税税額控除等

変更前	今回
均	等

県民税税額控除等

変更前	今回
均	等

税額
税額

森林環境税

変更前	今回
均	等

所得割より控除することが出来なかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

変更前	今回
均	等

税額
税額

森林環境税

所得割より控除することが出来なかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

税額
税額

森林環境税

所得割より控除することが出来なかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

税額
税額

森林環境税

所得割より控除することが出来なかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

税額
税額

森林環境税

所得割より控除することが出来なかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

税額
税額

森林環境税

所得割より控除することが出来なかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

税額
税額

森林環境税

所得割より控除することが出来なかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

税額
税額

森林環境税

所得割より控除することが出来なかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

税額
税額

森林環境税

所得割より控除することが出来なかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

税額
税額

森林環境税

所得割より控除することが出来なかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

税額
税額

森林環境税

所得割より控除することが出来なかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

税額
税額

森林環境税

所得割より控除することが出来なかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

税額
税額

森林環境税

所得割より控除することが出来なかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

税額
税額

森林環境税

所得割より控除することが出来なかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

税額
税額

森林環境税

所得割より控除することが出来なかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

税額
税額

森林環境税

所得割より控除することが出来なかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

税額
税額

森林環境税

所得割より控除することが出来なかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

税額
税額

森林環境税

所得割より控除することが出来なかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

税額
税額

森林環境税

所得割より控除することが出来なかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

税額
税額

森林環境税

所得割より控除することが出来なかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

税額
税額

森林環境税

所得割より控除することが出来なかった配